

## 新福岡県立美術館基本計画策定委員会設置要綱

### (目的)

第1条 新・福岡県立美術館基本構想検討委員会報告（平成29年3月）等を踏まえ、大濠公園南側に建設予定の新たな福岡県立美術館（以下「新県立美術館」という。）及び須崎公園に立地する福岡県立美術館（以下「現県立美術館」という。）について、必要な機能や施設整備の方針、運営のあり方等を明らかにする基本計画を策定するにあたり、各分野の専門家等の意見を反映させるため、新福岡県立美術館基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 委員会は、学識経験を有する者、美術関係者、建築関係者、その他必要と認められる者のうちから、知事が委嘱する別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員会に会長を置く。
- 3 会長は、福岡県知事が指名する。
- 4 会長は、委員会の会務を総理し、代表する。
- 5 会長が事故等により不在の場合は、会長が指名した者がその職務を代理する。

### (会議)

第3条 委員会の会議は、知事が招集し、会長がその進行にあたる。

- 2 会長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 3 会長は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

### (設置期間)

第4条 委員会の設置期間は、委員会が設置された日から第1条の目的を達成する日までとする。

### (庶務)

第5条 委員会の事務局を福岡県人づくり・県民生活部文化振興課新県立美術館建設室に置き、事務局において、委員会の庶務を処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年7月21日から施行する